

第58期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

●感染リスクを避けるため、**本年は株主総会当日にご来場なさらずとも、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。**

(書面またはインターネットによる議決権行使の詳細は、3頁にございます。)

- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する取締役、および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会開催上の注意事項やお願い事項の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

日時

2020年5月28日(木曜日) 午前10時

(受付開始：午前9時15分)

(会場である「サントミュージゼ」は、午前9時に開錠されます。それ以前は入館できませんのでご注意ください。なお、開会間際は大変混雑いたしますので、受付開始時刻以降お早めにお越しく下さい。)

場所

長野県上田市天神三丁目15番15号

サントミュージゼ(上田市交流文化芸術センター)

小ホール

株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第58期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	10
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	14
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬額改定の件	15

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況	17
2. 会社の株式の状況	25
3. 新株予約権等の状況	25
4. 会社役員の状況	26
5. 会計監査人の状況	29
6. 「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要	30

連結計算書類

計算書類	39
監査報告	42

株式会社 竹内製作所

証券コード：6432

株主各位

証券コード 6432
2020年5月1日

長野県埴科郡坂城町大字上平205番地

株式会社 竹内製作所

代表取締役社長 竹内 敏也

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁のご案内にしたがって、2020年5月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2020年5月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分） （会場である「サントミュージゼ」は、午前9時に開錠されます。それ以前は入館できませんのでご注意ください。なお、開会間際は大変混雑いたしますので、受付開始時刻以降お早めにお越しください。）</p>				
<p>2 場 所</p>	<p>長野県上田市天神三丁目15番15号 サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）小ホール （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</p>				
<p>3 目的事項</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="390 470 526 571">報告事項</td> <td data-bbox="526 470 1353 636"> <p>1. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類の内容報告の件</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="390 636 526 813">決議事項</td> <td data-bbox="526 636 1353 813"> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p> </td> </tr> </table>	報告事項	<p>1. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類の内容報告の件</p>	決議事項	<p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p>
報告事項	<p>1. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類の内容報告の件</p>				
決議事項	<p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p>				
<p>4 議決権行使等についてのご案内</p>	<p>3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>				

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイト（※）等に開示いたしました。

（※）当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takeuchi-mfg.co.jp/>）



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年5月28日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時15分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年5月27日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年5月27日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社竹内製作所 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年××月××日

議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ロアインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
日本支 郵便番号 XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第4号および第5号議案

- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 反対する場合 >> [否] の欄に○印

第2号および第3号議案

- 全員賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 全員反対する場合 >> [否] の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> [賛] の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

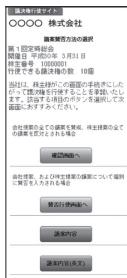
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



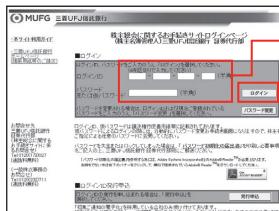
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

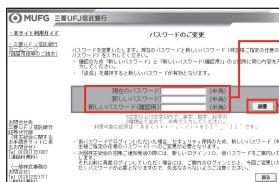
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。経営体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

このような方針のもと当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

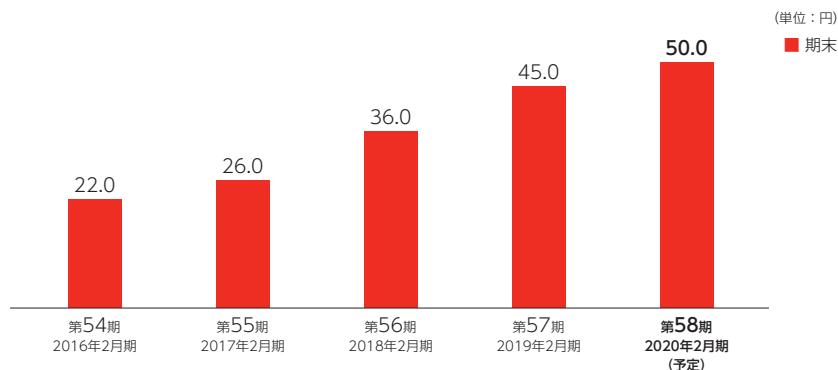
配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**2,387,257,100円**となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月29日といたしたいと存じます。

(ご参考)
1株当たり
配当金の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名諮問委員会への諮問を経て、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況（*）
1 再任	たけうち あきお 竹内 明雄	代表取締役会長 開発部担当	16回/16回 (100%)
2 再任	たけうち としや 竹内 敏也	代表取締役社長 営業部、本社工場、戸倉工場、監査室担当	16回/16回 (100%)
3 再任	わたなべ たかひこ 渡辺 孝彦	取締役購買部長 品質部、生産管理部担当	16回/16回 (100%)
4 再任	クレイユーバンクス Clay Eubanks	取締役 グローバル営業推進担当 (TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役社長)	2019年5月就任後 13回/13回 (100%)
5 再任	こばやし おさむ 小林 修	取締役経営管理部長 総務部、情報システム部担当	2019年5月就任後 13回/13回 (100%)
6 新任	よこやま ひろし 横山 浩	執行役員開発部長	—

*上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	たけうち あきお 竹内 明雄 (1933年11月3日生)	1963年 8月 当社設立、代表取締役社長 2019年 5月 当社代表取締役会長 開発部担当 (現任) (重要な兼職の状況) TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役会長 TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役社長 TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役社長 竹内工程機械 (青島) 有限公司董事長 公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会代表理事	0株

【取締役候補者とした理由】

竹内明雄氏は、1963年に当社を設立して以来、創業者として長らく当社を成長発展させてきた実績を有し、企業経営の長い経験と豊富な実績に基づいた優れた経営能力を有しております。これまでの豊富な経験と実績、知見を活かした、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	たけうち としや 竹内 敏也 (1963年1月9日生)	1985年 4月 当社入社 2004年 5月 当社取締役村上工場長 2008年 5月 当社取締役副社長 2011年 5月 当社取締役副社長 製造、品質、調達部門統括 2014年 5月 当社取締役副社長 2016年 5月 当社取締役副社長 生産、開発、品質部門管掌 2017年 5月 当社取締役副社長 2018年 5月 当社取締役副社長 生産、品質、総務、経営管理、情報システム部門管掌 2019年 5月 当社代表取締役社長 営業部、本社工場、戸倉工場、監査室担当 (現任) (重要な兼職の状況) TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役 TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役 竹内工程機械 (青島) 有限公司董事	3,895,423株

【取締役候補者とした理由】

竹内敏也氏は、2004年に取締役に就任し、長年に亘り、生産部門を中心に製造および品質強化を主導してまいりました。2019年からは代表取締役社長に就任し、第二次中期経営計画 (2019年度~2021年度) の目標達成に向け、強力なリーダーシップを発揮し事業戦略を推進しております。これらの経験と実績、知見を活かした、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	わたなべ たかひこ 渡辺 孝彦 (1960年4月28日生)	2006年 4月 当社入社 2016年 5月 当社執行役員管理購買部長 2016年 6月 当社執行役員購買部長 2018年 5月 当社取締役購買部長 生産管理部管掌 2019年 5月 当社取締役購買部長 品質部、生産管理部担当 (現任)	1,064株

【取締役候補者とした理由】

渡辺孝彦氏は、2006年に入社して以来、一貫して調達部門に所属し、適正な品質の部材を最適なコストで安定的に調達することに尽力し実績を残してきたことで、当社の業績向上に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任	クレイユーバンクス Clay Eubanks (1964年11月16日生)	1984年 9月 TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.入社 セントラルリージョンセールスマネージャー 2000年 1月 同社副社長ゼネラルマネージャー 2003年 1月 同社取締役社長 (現任) 2018年 5月 当社常務執行役員 2019年 5月 当社取締役 グローバル営業推進担当 (現任) (重要な兼職の状況) TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役社長	1,050株

【取締役候補者とした理由】

クレイ・ユーバンクス氏は、米国販売子会社の社長として、また2019年からは当社のグローバル営業推進担当取締役として、市場開拓と販売拡大に大きく貢献しております。これらの経験と実績、知見を活かした、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、また取締役会の国際性と多様性が図られることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	こばやし おさむ 小林 修 (1959年5月14日生)	2015年10月 当社入社、内部監査室長 2016年 6月 当社生産管理部長 2017年 5月 当社経営管理部長 2018年 5月 当社執行役員経営管理部長 2019年 5月 当社取締役経営管理部長 総務部、情報システム部担当 (現任)	494株

【取締役候補者とした理由】

小林修氏は、前勤務先の上場会社で管理部門担当取締役としての業務経験を有し、2015年に入社後は内部監査室長、生産管理部長および経営管理部長を歴任し、経営体制の整備面で大きく貢献しております。これらの経験と実績、知見を活かした、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 新任	よこやま ひろし 横山 浩 (1962年1月17日生)	1985年 4月 当社入社 2016年 5月 当社開発部長 2018年 5月 当社執行役員開発部長（現任）	28,912株

【取締役候補者とした理由】

横山浩氏は、1985年に入社して以来、一貫して開発部門に所属し、現在は開発部長として、各種新製品開発プロジェクトを推進統括し、新製品をタイムリーに市場に送り出し続けることで、当社の業績拡大に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者竹内明雄氏の所有する当社株式の数は0株となっておりますが、同氏が所有していた当社株式の数2,702,100株を、2017年1月31日付で、同氏が代表理事を務める公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会に寄付された旨の報告を受けております。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。（1株未満切捨て表示）

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況(*)	監査等委員会出席状況
1 再任 社外 独立	くさま みのる 草間 稔	社外取締役 常勤監査等委員	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)
2 再任 社外 独立	こばやし あきひこ 小林 明彦	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)
3 再任 社外 独立	いわぶち みちお 岩淵 道男	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)

*上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	くさま みのる 草間 稔 (1955年7月13日生)	1980年 4月 株式会社八十二銀行入行 2003年 10月 同行茅野駅前支店長 2008年 3月 同行監査役室長 2012年 5月 当社常勤監査役 2016年 5月 当社社外取締役<常勤監査等委員>（現任）	1,692株

草間稔氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

草間稔氏は、永年勤務した銀行で培われた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その就任期間は、本総会終結の時をもって8年（監査等委員会設置会社へ移行する以前の社外監査役4年を含む。）となります。

【独立役員の届出について】

草間稔氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。なお、同氏は当社の取引銀行である八十二銀行の業務執行者でありました。当社と八十二銀行の間では、過去3事業年度において借入金取引はなく、また、同氏は8年前に八十二銀行を退職していることから、社外取締役としての独立性は十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、草間稔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	こばやし あきひこ 小林 明彦 (1959年11月29日生)	1986年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 片岡義広法律事務所勤務 1990年 6月 片岡総合法律事務所パートナー (現任) 2007年 4月 中央大学法科大学院特任教授 2015年 5月 当社社外取締役 2016年 4月 中央大学法科大学院教授 (現任) 2016年 5月 当社社外取締役<監査等委員> (現任) (重要な兼職の状況) 片岡総合法律事務所パートナー 中央大学法科大学院教授	630株

小林明彦氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

小林明彦氏は、弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、法科大学院教授としても活躍しておられます。その知見を当社の経営の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって5年（監査等委員会設置会社へ移行する以前の社外取締役1年を含む）となります。

【独立役員の届出について】

小林明彦氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、小林明彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	いわぶち みちお 岩 道 男 (1955年12月15日生)	<p>1979年10月 クーパース・アンド・ライブランド (のち 監査法人中央会計事務所) 入社</p> <p>1983年 8月 公認会計士登録</p> <p>1984年 9月 監査法人中央会計事務所 (のち 中央新光監査法人) 入社</p> <p>1992年 8月 中央新光監査法人 (のち みずほ監査法人) 社員就任</p> <p>2007年 7月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員就任</p> <p>2017年 7月 岩渕道男公認会計士事務所代表 (現任) 長野県監査アドバイザー</p> <p>2018年 5月 当社社外取締役<監査等委員> (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>学校法人松商学園常務理事</p> <p>株式会社 R & C ホールディングス 監査役</p> <p>岩渕道男公認会計士事務所代表</p>	294株

岩渕道男氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

岩渕道男氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その知見を当社の経営の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

【独立役員の届出について】

岩渕道男氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、岩渕道男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
新任	うちやま よしたか 内山 義隆 (1965年8月7日生)	1994年 4月 弁護士登録（東京弁護士会） 片岡総合法律事務所入所 2004年 7月 内山義隆法律事務所代表（現任） 2013年 3月 中央債権回収株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 内山義隆法律事務所代表 中央債権回収株式会社社外取締役	0株

内山義隆氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

内山義隆氏は、弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務を中心として民事・商事全般において精通しております。また、社外取締役としての経験があります。その知見を当社の経営の監査・監督に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立役員の出届について】

内山義隆氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所が定めに基づく独立役員の要件も満たしております。なお、同氏は内山義隆法律事務所の代表であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は50万円未満と少額であり、社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である取締役との責任限定契約】

内山義隆氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、取締役の担当職務変更や員数の増員等により、取締役の報酬額を年額300百万円以内と改めさせていただきますと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は5名であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、相当であると判断しており特段の意見はございません。

以 上

<ご参考>

株式会社竹内製作所 社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、以下のとおり、社外取締役の独立性判断基準を定め、社外取締役（その候補者を含む）が以下のいずれの項目にも該当しないと判断される場合に、十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在または過去10年間のいずれかに、当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員その他の使用人であった者
2. 現在または過去3年間のいずれかに、以下の(1)～(10)のいずれかに該当する者
 - (1) 当社を主要な取引先とする者（*1）またはその業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先（*2）またはその業務執行者
 - (3) 当社の主要な借入先（*3）またはその業務執行者
 - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（*4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
 - (5) 当社の会計監査人である監査法人に所属していた者
 - (6) 当社の主幹事証券の業務執行者
 - (7) 当社の主要株主（*5）またはその業務執行者
 - (8) 当社が主要株主（*5）である会社の業務執行者
 - (9) 当社から多額の寄付等（*6）を受ける者またはその業務執行者
 - (10) 当社との間で相互派遣している会社の業務執行者
3. 現在または過去1年間のいずれかに、次の(1)または(2)に該当する者の配偶者または2親等内の親族
 - (1) 当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員またはその他の使用人
 - (2) 上記2（1）～(10)のいずれかに該当する者が重要な者（*7）である場合

*1：当社を主要な取引先とする者とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社との取引額が当該取引先の売上高2%を超える者をいう

*2：当社の主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該取引先との取引額が当社の売上高の2%を超える者をいう

*3：当社の主要な借入先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該借入先からの借入額が当社の総資産の2%を超える者をいう

*4：多額の金銭とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、年間1,000万円を超える額をいう

*5：主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう

*6：多額の寄付等とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円を超える額をいう

*7：重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの主力市場である米国及び欧州の当連結会計年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）の経済は、概ね以下のとおり推移しました。米国では、米中貿易摩擦の長期化が懸念される中、設備投資は弱含んだものの、雇用・所得環境が引き続き堅調で、住宅市場が勢いを取り戻すなど個人消費は好調を維持しました。欧州では、米中貿易摩擦と英国のEU離脱問題の混迷により輸出が鈍化し、製造業の低迷が長期化した一方で、雇用・所得環境は依然として良好で、個人消費は底堅く推移しました。こうした中、英国はEUから離脱を果たしたものの、依然として不透明な状況が続き、企業の投資マインドは年間を通じて縮小傾向にありましたが、就業者数の増加と賃金上昇率の加速を追い風に、個人消費は堅調に拡大し、景気を下支えしました。また、新型コロナウイルス感染症の全世界的な広がりとともに、経済活動にも日常生活にも大きく暗い影を落とし始めました。

このような環境の中、2019年2月には欧州の第5次排出ガス規制に適合したミニショベルの新製品「TB235-2」及び「TB250-2」を市場投入し、また、北米向け製品のみを搭載されていたGPS機能が付いた情報通信機器を欧州向け製品にも搭載を開始するなど、より付加価値の高い製品ラインナップで積極的な販売活動を展開しました。EU離脱問題の長期化による不透明感から英国での販売台数は前連結会計年度を下回り、天候不良と在庫不足の影響で米国での販売台数は微増に留まりましたが、英国を除く欧州での販売が総じて好調に推移したため、当社グループ全体としての販売台数は、前連結会計年度を上回りました。

以上により、当連結会計年度の売上高は過去最高となる1,159億1千3百万円（前連結会計年度比5.2%増）となりました。利益面につきましては、拡販に向けて政策的な販売価格を設定したこと、製造原価及び運搬費が増加したこと、台風19号で当社サプライヤーが浸水被災し、代替部品による生産に切り替えたことに伴う対策コストが発生したこと、並びに前連結会計年度に計上されていた貸倒引当金の戻入が当連結会計年度は繰入となったこと等により、営業利益は126億4千9百万円（同17.9%減）となり、経常利益は124億3百万円（同20.0%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、税金費用を33億1千1百万円計上したため、90億9千1百万円（同20.2%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

日本

売上高
45,741百万円
(前連結会計年度比13.9%増)

日本セグメントは、売上高のほとんどが欧州ディストリビューター向けの販売で占められております。2018年3月に市場投入したミニショベル「TB225」が引き続き販売好調で、2019年2月に市場投入したミニショベル「TB235-2」及び「TB250-2」も好調に推移しました。この結果、欧州ディストリビューター向けの販売台数が増加し、売上高は457億4千1百万円（前連結会計年度比13.9%増）となりました。セグメント利益は、拡販に向けて政策的な販売価格を設定したこと、子会社向けの製品販売価格を引き下げたこと、並びに製造原価及び運搬費が増加したこと等により、98億6千3百万円（同15.3%減）となりました。



米国

売上高
53,223百万円
(前連結会計年度比5.0%増)

住宅工事、インフラ工事を中心に製品需要は高い水準で推移しました。天候不良の影響で上期において先延ばしとなった製品販売は、下期で盛り返しましたが、買入部品の調達制限により米国セグメント向けの製品出荷を制限したことが影響し、販売台数は微増に留まりました。この結果、プロダクトミックスの変化等により、売上高は532億2千3百万円（前連結会計年度比5.0%増）となり、セグメント利益は日本セグメントからの製品仕入価格の値下げ等により、35億6千9百万円（同30.7%増）となりました。



英国

売上高
10,174百万円
(前連結会計年度比16.5%減)

英国内の住宅工事やインフラ工事は旺盛なものの、EU離脱問題の長期化を背景に景気停滞感が強まる状況の中、顧客が製品購入に慎重になったため、販売台数が減少しました。この結果、売上高は101億7千4百万円（前連結会計年度比16.5%減）となり、セグメント利益は5億5千1百万円（同8.6%減）となりました。



フランス

売上高
6,547百万円
(前連結会計年度比1.0%減)

2018年3月に市場投入したミニショベル「TB225」が引き続き好調で、販売台数は増加しましたが、円高でユーロ建て売上の円換算額が減少したことにより、売上高は65億4千7百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりました。セグメント利益は日本セグメントからの製品仕入価格の値下げ等により、3億2千6百万円（同37.8%増）となりました。

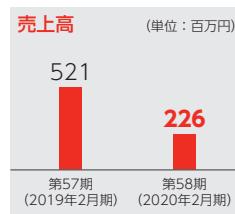


中国

売上高
226百万円

(前連結会計年度比56.5%減)

販売台数が減少したこと等により、売上高は2億2千6百万円（前連結会計年度比56.5%減）となりました。セグメント利益は、前連結会計年度に計上されていた貸倒引当金の戻入が当連結会計年度は繰入となったこと、及び日本セグメントへの部品供給が減少したこと等により、4千6百万円（同89.0%減）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、30億5千6百万円であり、主なものは日本において、建設機械事業の製品開発の能率化、迅速化のための試験棟の新設に2億8千7百万円、中国において、建設機械の生産能力拡充に対応するための工場の増設に8億4千8百万円、米国において、建設機械の販売拡充のための倉庫の増設及びトレーニングセンターの新設に4億5千2百万円であります。

③ 資金調達の状況

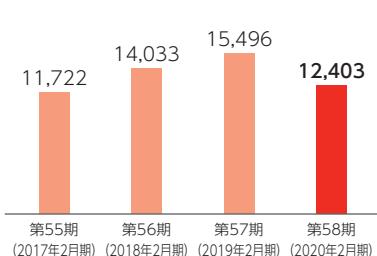
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)



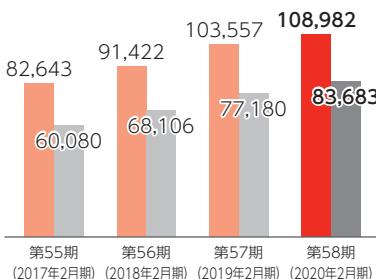
経常利益 (単位：百万円)



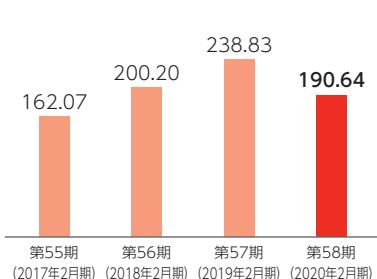
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



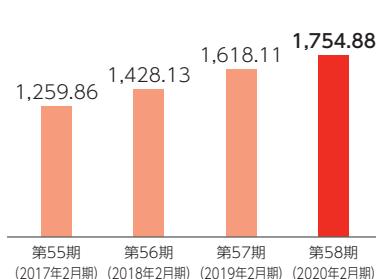
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第55期 (2017年2月期)	第56期 (2018年2月期)	第57期 (2019年2月期)	第58期 (当連結会計年度) (2020年2月期)
売上高	(百万円) 83,000	94,342	110,175	115,913
経常利益	(百万円) 11,722	14,033	15,496	12,403
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 7,757	9,547	11,391	9,091
1株当たり当期純利益	(円) 162.07	200.20	238.83	190.64
総資産	(百万円) 82,643	91,422	103,557	108,982
純資産	(百万円) 60,080	68,106	77,180	83,683
1株当たり純資産額	(円) 1,259.86	1,428.13	1,618.11	1,754.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第55期から第57期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	3,177千米ドル	100.0	建設機械の販売
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	2,211千英ポンド	100.0	建設機械の販売
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	2,280千ユーロ	100.0	建設機械の販売
竹内工程機械（青島）有限公司	16,000千米ドル	100.0	建設機械の製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループでは3年間（2020年2月期～2022年2月期）の第二次中期経営計画を策定し、以下の課題に取り組んでおります。

① 質的・量的に安定調達できる購買体制の構築

2020年2月期の予算策定において、買入部品の調達量が需要量に対して不足する見込みとなったものの、既存サプライヤーとの連携強化と新規サプライヤーの開拓により、当面の部品調達に目処が立ちました。しかしながら、当社グループの事業拡大に合わせて、建設機械の生産台数が今後も増加すると想定した場合、現在の購買体制及び調達規模は不十分であり、増強が必要と考えております。購買、開発、品質部門が連携し、引き続き以下の施策に取り組んでまいります。

- ・ 既存サプライヤーとの連携強化
- ・ 新規サプライヤーをグローバルに開拓
- ・ 新規サプライヤーへの技術協力、品質監査・指導

② 販売ネットワークの強化

当社製品がお客様に選ばれ続けるためには、アフターサービスのレベル向上が益々重要になると考えております。これまで、より素早く、精度の高い保守サービスを提供するため、欧米各地で保守トレーニングを実施してまいりましたが、これを強化します。合わせて、保守サービスや保守パーツ販売等のアフタービジネスの拡大に取り組んでまいります。

イ) 拠点増強及び新拠点開設

今後の米国での事業拡大を見据え、米国販売子会社の倉庫を増築しました。現地の製品本体及び保守パーツの在庫量を拡充し、お客様からのご注文により素早く対応できる体制としました。今後は、同子会社の敷地を拡大し、そこにトレーニングセンターを開設し、欧州におきましても保守パーツセンターを開設する計画です。

ロ) 情報システムの構築

G P S機能が付いた情報通信機器の製品本体への搭載を推進しております。これにより、当社グループ及びお客様は、製品の稼働状況をリアルタイムに把握し、故障発生時には素早く対応できるようになります。顧客満足度の向上とアフタービジネスの拡大につなげてまいります。また、アフターサービス業務のためのシステム構築は、販売パートナーごとに個別に行われていますが、これらを統一する統合管理システムの構築を進めております。当社や販売子会社、販売パートナーに分散されていたノウハウや知識を共有することにより、サービスレベルの向上につなげてまいります。

③ 開発力の強化

市場ニーズに迅速かつ的確にお応えし続けていくため、耐久性、操作性、快適性など当社製品が満たすべき基準を明確化し、設計品質の維持・向上に取り組んでおります。また、排出ガス規制などクリアすべき基準をクリアするのみならず、バッテリー式ショベル等の環境にやさしい製品開発にも積極的に取り組んでおります。これまで培った経験知と新たな工学技術・知識の融合を図り、お客様に選ばれ続ける製品開発を押し進めてまいります。

④ 生産能力の強化

当社グループの事業拡大に合わせて、建設機械の生産台数は今後も増加すると考えており、生産能力の強化は重要な経営課題であると認識しております。新工場の建設用地を取得するべく、長野県青木村土地開発公社と交渉を進めております。当用地に建設する新工場につきましては、今後の業績動向や中長期的な経営計画の策定と合わせて、設備投資計画の詳細を練り上げてまいります。

⑤ サステナブル（持続可能な）経営の推進

当社グループは、国連サミットで採択された“持続可能な開発目標（SDGs）”を念頭に、地球に優しく豊かな社会の実現に貢献したいと考えております。中でも、「11.住み続けられるまちづくりを」は、当社グループの事業領域そのものです。より安全で、より効率的で、よりクリーンなまちづくりを支える建設機械の開発、製造、販売、保守メンテナンスを通じ、広く社会に貢献してまいります。また、バッテリー式ショベルをはじめとした環境にやさしい製品開発や、太陽光パネルによる電力供給を工場に取り入れるなど、環境活動にも積極的に取り組んでおります。さらに、当社グループの従業員が健康で働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、ジェンダーや国際性の面を含むダイバーシティーな人材登用を推進します。

なお、第二次中期経営計画の最終年度（2022年2月期）の数値目標を以下のとおり定めています。

		2020年2月期 実績	2022年2月期 数値目標
売上高		1,159億円	1,300億円
営業利益		126億円	155億円
買入部品の海外調達比率		30.9%	35%
為替レート	米ドル	109.21円	108.00円
	英ポンド	139.49円	140.00円
	ユーロ	121.46円	122.00円
	人民元	15.82円	15.90円

※2020年2月期の為替レートは期中平均レートを表示しております。

株主の皆様のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

事業区分	主要製品
建設機械事業	ミニショベル・油圧ショベル・クローラーローダー等

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年2月29日現在)

① 当社

本社	長野県埴科郡坂城町
工場	長野県埴科郡坂城町、長野県千曲市
営業所	東京都港区

② 子会社

TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	米国ジョージア州
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	英国ランカシャー州
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	フランスパルドワーズ
竹内工程機械（青島）有限公司	中国山東省青島市

(7) 従業員の状況 (2020年2月29日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設機械事業	802 (379) 名	98名増
全社 (共通)	31 (5) 名	1名増
合 計	833 (384) 名	99名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、臨時雇用者数(常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。)は、年間の平均人数を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
487 (380) 名	40名増	38.69歳	11.68年

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であります。なお、臨時雇用者数(常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。)は、年間の平均人数を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年2月29日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式の状況 (2020年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 138,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,999,000株
(自己株式1,253,858株を含む。)
- (3) 株主数 10,809名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,683	11.90
竹内敏也	3,895	8.15
公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会	2,702	5.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,611	5.46
東京中小企業投資育成株式会社	1,803	3.77
株式会社テイク	1,800	3.77
竹内好敏	1,500	3.14
ステート ストリート クライアント オムニバス アカウント OM4 4 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,476	3.09
株式会社八十二銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,440	3.01
竹内民子	1,440	3.01

- (注) 1. 持株比率は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (1,253,858株) を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数2,611千株には、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株58千株が含まれておりますが、自己株式に含めておりません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2020年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹 内 明 雄	開発部担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役会長 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役社長 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役社長 ※竹内工程機械（青島）有限公司 董事長 公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会 代表理事
代表取締役社長	竹 内 敏 也	営業部、本社工場、戸倉工場、監査室担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役 ※竹内工程機械（青島）有限公司 董事
取締役	渡 辺 孝 彦	購買部長兼品質部、生産管理部担当	
取締役	Clay Eubanks	グローバル営業推進担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役社長
取締役	小 林 修	経営管理部長兼総務部、情報システム部担当	
取締役 (常勤監査等委員)	草 間 稔		
取締役 (監査等委員)	小 林 明 彦		片岡総合法律事務所パートナー 中央大学法科大学院教授
取締役 (監査等委員)	岩 淵 道 男		岩淵道男公認会計士事務所代表 学校法人松商学園常務理事 株式会社 R & Cホールディングス監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の草間稔、小林明彦及び岩淵道男の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）草間稔氏は、永年勤務した銀行で培われた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）岩淵道男氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために草間稔氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. ※は、当社の100%子会社であり、当社と同一の事業を営んでおります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （-名）	145百万円 （-百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	24百万円 （24百万円）
合 計 （うち社外役員）	8名 （3名）	170百万円 （24百万円）

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2019年5月29日付で就任した取締役（監査等委員を除く）2名を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。また別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）について2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として3事業年度を対象として、合計100百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額10百万円（取締役（監査等委員を除く）4名に対し10百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）小林明彦氏は、片岡総合法律事務所パートナー及び中央大学法科大学院教授であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）岩淵道男氏は、岩淵道男公認会計士事務所代表及び学校法人松商学園常務理事、株式会社R & Cホールディングス監査役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（常勤監査等委員） 草間 稔	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小林 明彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に法律専門家としての法律等の専門的見地から発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。
取締役（監査等委員） 岩淵 道男	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地から発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。

* 上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の監査

当社の以下の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

法人名
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.
竹内工程機械（青島）有限公司

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

(1) 「業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2018年3月28日取締役会決議）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「企業理念」、「行動規範」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ) コンプライアンス担当役員を選定し、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」を定めるとともに、使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報制度」を整備する。
- ハ) コンプライアンスに関する重要な事態が発生した場合には、取締役がコンプライアンス担当役員を通じて取締役会、監査等委員会（又は監査等委員）に報告する体制を整備する。
- ニ) コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、各部門にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ「コンプライアンスマニュアル」の実施状況を管理・監督し、取締役及び使用人に対して適切な研修体制を整備する。
- ホ) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンスの状況を監査する。
- ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。また、同勢力対応部署を定め、同勢力との関係を遮断する体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ロ) 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理のための体制を整備する。
 - ・ 法務に関するリスク
 - ・ 財務報告に関するリスク
 - ・ 商品の品質に関するリスク
 - ・ 情報システムに関するリスク
 - ・ 災害・事故等に関するリスク
 - ・ その他事業活動に関するリスク
- ロ) 「リスク管理規程」を定め、個々のリスク毎にリスク管理担当役員を選定し、リスク管理担当役員は個別規程の制定などリスク管理体制を整備する。
- ハ) リスク管理に関する重要な事態が発生した場合には、リスク管理担当役員が取締役会、監査等委員会（又は監査等委員）に報告する体制を整備する。
- 二) リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う体制を整備する。
- ホ) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とし必要な人員で組織する対策本部を設置する等、危機対応のための規程、組織を整備する。
- ヘ) 内部監査部門は、リスク管理の状況も監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、各業務執行担当者が「業務分掌・職務権限規程」に基づき業務執行を行う。
- ロ) 取締役会は中期経営計画及び年度計画を策定する。また、定期的に各業務執行部門より年度計画に対する進捗状況及び以後の対応を報告させる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 子会社における業務の適正を確保するため、当社が定めた「企業理念」、「行動規範」を、子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ) 「関係会社管理規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行のうち重要な事項については当社が決裁を行い、職務の執行状況は定期的に当社へ報告させる体制を整備する。
- ハ) 当社の内部監査部門は、リスク管理状況を含めた子会社の内部監査を実施し、取締役会に監査結果を報告する。

二) 子会社においても「内部通報制度」を整備するとともに、コンプライアンスに関する重要な事態が発生した場合には、取締役がコンプライアンス担当役員を通じて取締役会、監査等委員会（又は監査等委員）に報告する体制を整備する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ) 監査等委員会が求めた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。

ロ) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

ハ) 当該使用人は、監査等委員会（又は監査等委員）の指揮命令下で職務を遂行する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会（又は監査等委員）に報告するための体制

イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、以下に定める事項について、速やかに監査等委員会（又は監査等委員）に対し報告を行う。

- ・ 当社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れがある事実
- ・ 取締役・使用人による不正行為又は法令・定款違反行為の事実
- ・ 内部通報制度の通報の内容
- ・ その他監査等委員会で定めた事項

ロ) 監査等委員は重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができる。

⑧ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会（又は監査等委員）に報告するための体制

イ) 子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会（又は監査等委員）から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

ロ) 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第直に当社の子会社を管理する部門へ報告し、報告を受けた子会社を管理する部門は直に監査等委員会（又は監査等委員）へ報告する。

⑨ 監査等委員会（又は監査等委員）へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人が監査等委員会（又は監査等委員）への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを内部通報に関する規程に定める。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会（又は監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、客観性の高い監査を実施する体制を整備する。
- ロ) 監査等委員会（又は監査等委員）は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ハ) 監査等委員会（又は監査等委員）は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見・情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従った内部統制システムを構築する。
- ロ) 上記の内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ハ) 金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告書の適正な提出を行う。

(2) 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般の運用状況

- イ) 当社は当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、内部監査室部門が年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しました。当期は、子会社を含め16部門に対して監査を実施し、それらの結果を四半期毎に取締役会に報告しました。
- ロ) 財務報告に係る内部統制に対して当社及び重要な子会社の監査を行い、その体制の整備及び運用評価を継続的に行っております。また、その体制に不備が存在し、是正・改善の必要があるときは、速やかに是正措置を講じています。

② コンプライアンスに関する取組みの運用状況

- イ) 当社は、社是・企業理念・行動規範を記載した「私たちの約束」カードを全社員に配付し、この内容を良く理解して良識と責任ある行動をとり、企業の社会的責任を果たすよう徹底しております。
- ロ) コンプライアンス意識の徹底を図るべく、入社時及びその他の社内研修でのコンプライアンス研修、コンプライアンス便りの発信（年12回）、理解度テスト（年4回）、フォロー研修（年4回）の実施等、啓蒙活動を行い法令及び社内規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。さらに、当期はコンプライアンスマニュアルを全面改訂し、役員・正社員・嘱託社員・契約社員全員に配布しております。
- ハ) 内部通報制度の社内窓口は総務部、社外窓口は外部弁護士事務所としており、全従業員に周知徹底するとともに、通報に関する事実確認後、速やかに対応しております。

③ リスクマネジメントに関する取組みの運用状況

- イ) 個々のリスク毎に選定されたリスク担当役員が、「リスク管理規程」に基づき、体制整備、未然防止等の各種施策を実行しております。また、企業活動を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、速やかに関係者の招集を図り、組織的・集中的かつ的確に対応し、被害の最小化を図る体制を整備しております。
- ロ) 地震・水害等の大規模災害に備えるため、BCP（事業継続計画）を策定し、緊急時連絡網システム及び災害時初動対応マニュアルを整備して、随時、訓練を実施しております。

④ 取締役の職務執行の運用状況

- イ) 取締役は当事業年度に取締役会を16回（ほか書面決議1回）開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定するとともに、中期経営計画の進捗確認、月次損益の検討、業務執行状況の監督を行いました。また、法令・定款等への適合性及び業務の適正等の観点から審議いたしました。
- ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会において、自己の職務の執行状況を3ヶ月に1回報告しております。
- ハ) 取締役会全体の実効性の分析・評価をアンケート形式で行いました。その結果、取締役会全体の実効性は概ね確保されていることを確認いたしました。

⑤ 監査等委員の職務執行の運用状況

監査等委員は当事業年度に監査等委員会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務及び財産の状況の監査、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行い、内部監査部門、会計監査人等との情報交換を随時行っております。

⑥ 当社グループ会社における業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、子会社からの定期報告及び子会社とのテレビ会議等を通じて、子会社の実態を把握しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第58期 2020年2月29日現在
資産の部	
流動資産	92,383
現金及び預金	34,220
受取手形及び売掛金	25,365
商品及び製品	23,471
仕掛品	1,415
原材料及び貯蔵品	5,656
その他	3,353
貸倒引当金	△1,099
固定資産	16,599
有形固定資産	11,697
建物及び構築物	6,487
機械装置及び運搬具	1,911
工具、器具及び備品	497
土地	2,077
建設仮勘定	723
無形固定資産	621
投資その他の資産	4,279
投資有価証券	1,676
繰延税金資産	1,875
退職給付に係る資産	215
その他	534
貸倒引当金	△21
資産合計	108,982

科目	第58期 2020年2月29日現在
負債の部	
流動負債	24,838
支払手形及び買掛金	19,848
未払法人税等	1,030
賞与引当金	334
製品保証引当金	1,736
その他	1,889
固定負債	459
役員株式給付引当金	41
退職給付に係る負債	67
その他	351
負債合計	25,298
純資産の部	
株主資本	83,528
資本金	3,632
資本剰余金	3,631
利益剰余金	78,248
自己株式	△1,985
その他の包括利益累計額	155
その他有価証券評価差額金	△7
為替換算調整勘定	204
退職給付に係る調整累計額	△41
純資産合計	83,683
負債純資産合計	108,982

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで
売上高	115,913
売上原価	93,313
売上総利益	22,599
販売費及び一般管理費	9,950
営業利益	12,649
営業外収益	194
受取利息	119
受取配当金	2
その他	72
営業外費用	441
固定資産除却損	48
為替差損	388
その他	4
経常利益	12,403
税金等調整前当期純利益	12,403
法人税、住民税及び事業税	3,710
法人税等調整額	△399
当期純利益	9,091
親会社株主に帰属する当期純利益	9,091

連結株主資本等変動計算書

第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年3月1日残高	3,632	3,631	71,305	△1,965	76,605
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,148		△2,148
親会社株主に帰属する当期純利益			9,091		9,091
自己株式の取得				△20	△20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	6,943	△20	6,922
2020年2月29日残高	3,632	3,631	78,248	△1,985	83,528

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整	換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	
2019年3月1日残高	3	420	150	575	77,180
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,148
親会社株主に帰属する当期純利益					9,091
自己株式の取得					△20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△10	△216	△192	△419	△419
連結会計年度中の変動額合計	△10	△216	△192	△419	6,503
2020年2月29日残高	△7	204	△41	155	83,683

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第58期 2020年2月29日現在
資産の部	
流動資産	72,314
現金及び預金	23,761
受取手形	102
売掛金	35,630
商品及び製品	3,892
仕掛品	1,253
原材料及び貯蔵品	5,145
前払費用	105
未収消費税等	2,143
その他	280
貸倒引当金	△0
固定資産	19,730
有形固定資産	7,277
建物	3,562
構築物	549
機械及び装置	1,248
車輛及び運搬具	35
工具、器具及び備品	389
土地	1,314
建設仮勘定	176
無形固定資産	513
借地権	117
ソフトウェア	394
その他	1
投資その他の資産	11,939
投資有価証券	1,676
関係会社株式	7,397
関係会社出資金	432
関係会社長期貸付金	1,510
破産更生債権等	21
長期前払費用	242
前払年金費用	274
保険積立金	242
繰延税金資産	150
その他	14
貸倒引当金	△21
資産合計	92,045

科目	第58期 2020年2月29日現在
負債の部	
流動負債	23,579
買掛金	19,778
未払金	1,385
未払費用	126
未払法人税等	958
賞与引当金	334
製品保証引当金	864
その他	130
固定負債	392
役員株式給付引当金	41
資産除去債務	111
その他	239
負債合計	23,971
純資産の部	
株主資本	68,081
資本金	3,632
資本剰余金	3,631
資本準備金	3,631
利益剰余金	62,802
利益準備金	22
その他利益剰余金	62,780
特別償却準備金	635
別途積立金	18,060
繰越利益剰余金	44,084
自己株式	△1,985
評価・換算差額等	△7
その他有価証券評価差額金	△7
純資産合計	68,073
負債純資産合計	92,045

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで
売上高	107,366
売上原価	92,211
売上総利益	15,154
販売費及び一般管理費	6,566
営業利益	8,587
営業外収益	81
受取利息及び配当金	17
その他	64
営業外費用	411
固定資産除却損	39
為替差損	364
その他	7
経常利益	8,258
税引前当期純利益	8,258
法人税、住民税及び事業税	2,559
法人税等調整額	△209
当期純利益	5,908

株主資本等変動計算書

第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2019年3月1日残高	3,632	3,631	3,631	22	956	18,060	40,003	59,041
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩 剰余金の配当					△321		321	—
当期純利益							△2,148	△2,148
自己株式の取得							5,908	5,908
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△321	—	4,081	3,760
2020年2月29日残高	3,632	3,631	3,631	22	635	18,060	44,084	62,802

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等合計	
2019年3月1日残高	△1,965	64,341	3	3	64,344
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩 剰余金の配当		△2,148			△2,148
当期純利益		5,908			5,908
自己株式の取得	△20	△20			△20
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△10	△10	△10
事業年度中の変動額合計	△20	3,739	△10	△10	3,728
2020年2月29日残高	△1,985	68,081	△7	△7	68,073

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月8日

株式会社竹内製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲生 ④
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 下条 修司 ④
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社竹内製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月8日

株式会社竹内製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 下条 修司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2019年3月1日から2020年2月29日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月16日

株式会社竹内製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 **草間 稔** ㊞

監査等委員 **小林明彦** ㊞

監査等委員 **岩渕道男** ㊞

(注) 監査等委員草間稔、小林明彦及び岩渕道男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

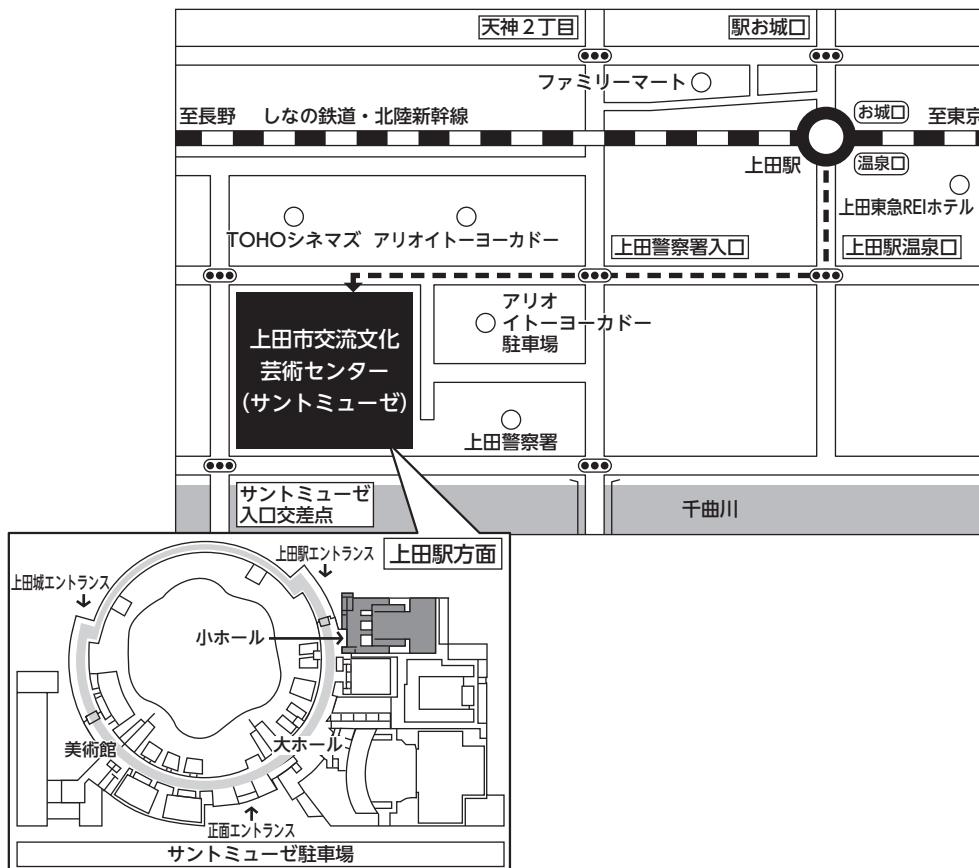
定時株主総会会場ご案内図

会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）小ホール
〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号
TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

電車の場合

北陸新幹線・しなの鉄道・上田電鉄別所線「上田駅」温泉口から徒歩約7分
徒歩でお越しの株主様は「上田駅エントランス」からご入場ください。



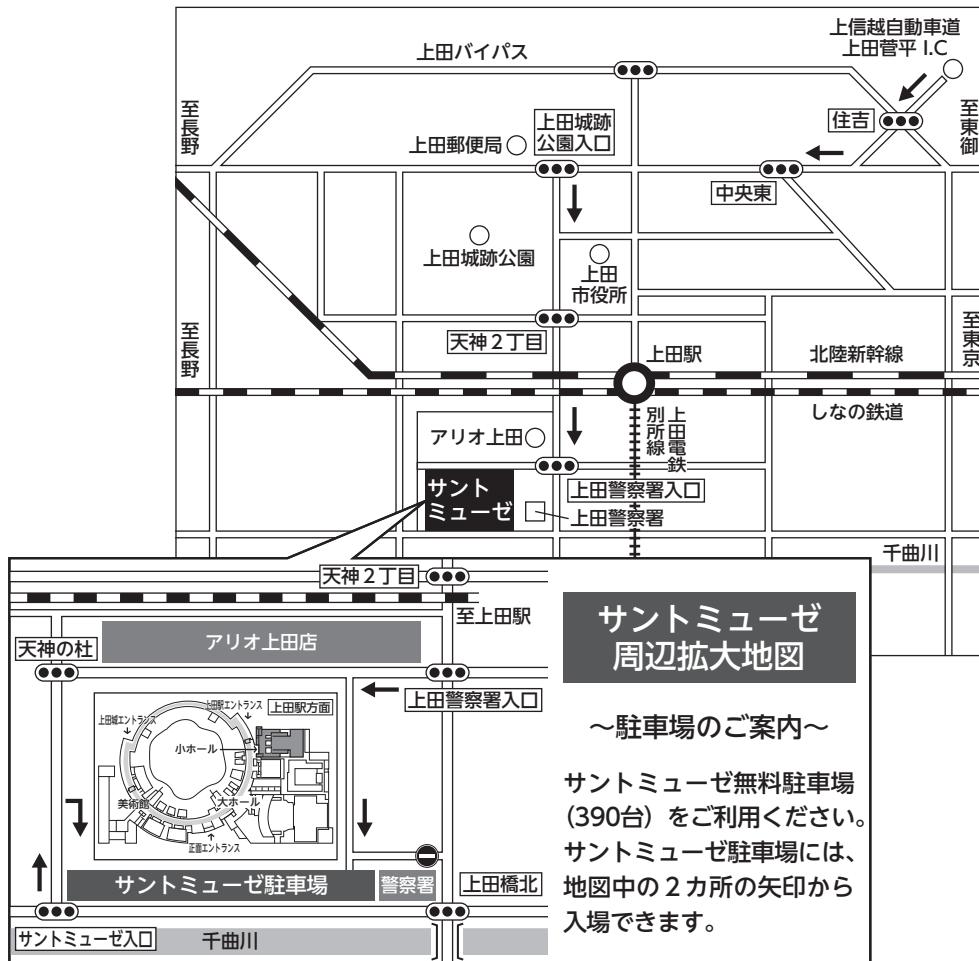
定時株主総会会場ご案内図

会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）小ホール
〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号
TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

お車の場合

上信越自動車道「上田菅平I.C」から約15分
駐車場ご利用の株主様は「正面エントランス」からご入場ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。